

- (3) 貯水槽水道に水道部貸与の各戸メーターを設置する場合、メーターの5個単位を1給水装置として扱い、各単位工事分を徴収する。
  - (4) 給水管の延長が5m以内で水栓数が1栓のみの増設工事を申し込む場合、徴収しない。
  - (5) 給水管の延長が10m以内の改造工事を申し込む場合、徴収しない。
  - (6) 撤去工事、修繕工事を申し込む場合、徴収しない。
  - (7) 貯水槽水道のみの工事を申し込む場合、徴収しない。
- 2 完成検査手数料  
前項の設計審査手数料と同様に扱う。
  - 3 設計審査手数料は給水装置工事申込みの時に、完成検査手数料は工事検査願提出のときに徴収する。

## 12-5 臨時用水

- 1 臨時用水とは、~~土木工事、建築工事及び興行工事~~その他一時的な使用の用に供するものをいう。  
(施行規程第15条)
- 2 臨時用水は、使用目的及び使用期間が明確であること。  
~~3 臨時用水使用後に、用途を変更して引き続き給水装置を使用することを前提として給水装置工事を申し込む(新設・改造工事)場合は、申込書の給水用途は「変更後の用途」で申し込むこととし、工事着手時に水道メーター交付願を、「変更臨時用」として願い出ること。~~

様式7号

- 1 臨時用水の条件
  - (1) ~~建設工事等工事~~その他一時的に水道を使用するものとは、工事現場、サーカス、仮選挙事務所、改装中に使用する仮事務所、仮店舗内等で、使用目的及び使用期間（原則2年間とする。）が明確なものをいう。
  - (2) 臨時用水を申し込む場合、臨時給水装置設置誓約書（様式7号）を同時に提出する。この際、料金精算を円滑に行うため、申込者（使用者）の住所及び氏名は、当該申込者の会社の所在地又は自宅等の住所とし、法人の場合は、法人名で申し込むこと。
  - (3) 臨時用水の使用目的が変更となる場合又は使用期間が過ぎる場合は、改めて所定の手続を行うこと。
- 2 臨時用水の撤去  
臨時用水の使用を終了したときは、速やかに次に掲げる処置を行う。
  - (1) メーターの指針を現場で確認のうえ、当該メーターを水道部へ提出し、確認を受けること。
  - (2) 給水装置を分岐箇所からすべて撤去し、給水装置工事申込書に分岐箇所撤去完了写真を添付して提出すること。
  - (3) 臨時用水使用のため設置した給水装置を、止水栓止の装置として残す場合は、新たに止水栓止工事の申し込みをすること。
- ~~3 変更臨時用メーター~~
  - ~~(1) 新設または改造工事を申し込んだ工事において、工事中の給水が必要な場合は、水道メーター交付時の水道メーター交付願を「変更臨時用」として願い出ること。~~
  - ~~(2) 臨時用水使用後に、その給水装置を使用して臨時用水以外の用途に変更することを前提として給水装置工事を申し込む場合は、申込書の給水用途は変更後の用途で工事申込をすること。~~
  - ~~(3) 変更臨時用メーターは、工事完成後に他の用途に使用変更することを前提としているので、工事完成後、速やかに臨時用水料金を精算し、同時に水道メーター交付願を「用途変更」として願い出ること。~~
- 4.3 臨時用水の申込手続については、この「12-5 臨時用水」によるもののほか「12-2」の定めによる。